

第1回公認心理師試験について

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

公認心理師法案提出理由

- 近時の国民が抱える心の健康の問題等をめぐる状況に鑑み、心理に関する支援を要する者等の心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、公認心理師の資格を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(公認心理師法案提出時法律案より抜粋)

公認心理師法（概要）

平成27年9月 9日成立
平成27年9月16日公布
平成29年9月15日施行

一 目的

公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

二 定義

「公認心理師」とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

三 試験

公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣が公認心理師試験を実施する。受験資格は、以下の者に付与する。

- ① 大学において主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、かつ、大学院において主務大臣指定の心理学等の科目を修めてその課程を修了した者等
- ② 大学で主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等
- ③ 主務大臣が①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

四 義務

- 1 信用失墜行為の禁止
- 2 秘密保持義務（違反者には罰則）
- 3 公認心理師は、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たねばならず、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならない。

五 名称使用制限

公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならない。（違反者には罰則）

六 主務大臣

文部科学大臣及び厚生労働大臣

七 施行期日

一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

八 受験資格の特例

既存の心理職資格者等に係る受験資格等について、所要の特例を設ける。

第1回公認心理師試験について

■実施日等：

平成30年9月9日(日)

※平成30年北海道胆振東部地震の被災状況を踏まえて、第1回公認心理師試験のうち、北海道の試験会場で実施予定であった試験を中止したため、平成30年12月16日(日)に追加試験を実施した。

■試験地：

北海道、宮城県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県

■試験内容：

公認心理師として具有すべき知識及び技能

■合格発表：

平成30年11月30日(金) ※追加試験については平成31年1月31日(木)

■実施概要：

受験者数 36,103人

合格者数 28,574人

合格率 79.1%

■資格登録：

合格者の申請をもって、順次、公認心理師登録簿に登録される。

第1回公認心理師試験合格者の概要

1 合格者の性別

性別	人数(人)	割合(%)
男	7,234	25.3
女	21,340	74.7
計	28,574	100.0

2 合格者の年齢

年齢区分	人数(人)	割合(%)
～30	5,358	18.8
31～40	10,126	35.4
41～50	7,387	25.9
51～60	4,167	14.6
61～	1,536	5.4
計	28,574	100.0

4 合格者の都道府県

都道府県	人数(人)	都道府県	人数(人)
北海道	714	滋賀県	350
青森県	143	京都府	1,075
岩手県	200	大阪府	2,067
宮城県	442	兵庫県	1,482
秋田県	105	奈良県	369
山形県	146	和歌山県	171
福島県	309	鳥取県	143
茨城県	461	島根県	163
栃木県	305	岡山県	464
群馬県	262	広島県	632
埼玉県	1,471	山口県	282
千葉県	1,233	徳島県	221
東京都	5,329	香川県	207
神奈川県	2,388	愛媛県	183
新潟県	347	高知県	135
富山県	142	福岡県	1,266
石川県	213	佐賀県	156
福井県	198	長崎県	235
山梨県	174	熊本県	311
長野県	315	大分県	225
岐阜県	323	宮崎県	148
静岡県	567	鹿児島県	316
愛知県	1,644	沖縄県	295
三重県	237	外国	10
		計	28,574

(注) 合格者の受験時の住所による。

3 合格者の受験区分

受験区分	人数(人)	割合(%)	合格率(%)	参考
A				(法第7条第1号) 大学及び大学院で、施行規則第1条及び第2条で定める科目を修めて卒業及び修了
B				(法第7条第2号) 大学で、施行規則第1条で定める科目を修めて卒業、かつ、施行規則第5条で定める施設で2年以上実務を経験
C	4	0.0	100.0	(法第7条第3号) 文部科学大臣及び厚生労働大臣が区分A及びBに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定
D1	14,840	51.9	85.8	(法附則第2条第1項第1号) 平成29年9月15日より前に、大学院で施行規則附則第2条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて修了
D2	1,199	4.2	74.6	(法附則第2条第1項第2号) 平成29年9月15日より前に大学院に入学し、同日以後に施行規則附則第2条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて大学院を修了
E				(法附則第2条第1項第3号) 平成29年9月15日より前に大学に入学し、施行規則附則第3条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて卒業(又は履修中)し、平成29年9月15日以後に大学院で施行規則第2条で定める科目(科目の読替え対象外)を修めて修了
F				(法附則第2条第1項第4号) 平成29年9月15日より前に大学に入学し、施行規則附則第3条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて卒業(又は履修中)し、かつ、施行規則第5条で定める施設で2年以上実務を経験
G	12,531	43.9	72.9	(法附則第2条第2項) 平成29年9月15日に、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行い(又は業務を休止・廃止してから5年以内)、①文部科学大臣及び厚生労働大臣指定の現任者講習会を修了し、かつ、②施行規則附則第6条で定める施設で5年以上実務を経験
計	28,574	100.0	79.1	